

日本国際経済法学会第 35 回（2025 年度）研究大会

報告要旨集

午前の部

セッション (I) 自由論題

市場構造の変化と営業秘密の国際的保護における抵触法の役割

名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程 笠原拓人

情報通信技術の発展は、各国の規制が自国領域内に完結するという従来の前提を大きく揺さぶっている。インターネットを介した活動を中心に、各国の規制は容易に国境を越えて作用し、その結果、異なる法政策が互いに衝突し合う事態が国際秩序における新たな常態となりつつある。

本報告は、このような規制の域外適用をめぐる問題を取り上げ、従来の国際法上の管轄権理論や国内抵触法上の法的枠組みだけでは十分に説明できないことを指摘する。そのため、背後にある市場構造の変容に着目し、特に営業秘密を手掛かりとして、それぞれの市場構造下においていかなる判断枠組みが妥当かを検討する。

営業秘密侵害との関係では、カナダ最高裁の *Google v. Equustek* 判決（2017）が象徴的である。同判決は、営業秘密侵害を防止するためには「効果的な救済」を確保することが不可欠であるとして、Google に全世界的な削除を命じた。他方で、同じように規制の域外適用が問題となった EU 司法裁判所の *Google v. CNIL* 判決（2019）は、国際礼譲や表現の自由を重視し、「忘れられる権利」の適用を EU 域内に限定した。両者はどの価値を優先するかによって結論が分かれており、従来の国際法上の管轄権理論や国内法上の枠組みのみでは十分に説明できないことを示している。

本報告では、この説明の不十分さを市場構造の変容に基づいて理解する。従来の産業資本主義的構造の下では、営業秘密は経済理論の裏付けの下で保護の必要性が広く共有されてきた一方で、デジタル資本主義的構造の下では、営業秘密は製造業者やプラットフォームによるデータ囲い込みを法的・技術的に補強する装置として機能しており、国家ごとにプライバシー・表現の自由・競争秩序といった多元的価値との調整が不可欠となっている。このように、各国規制の域外適用がもたらす衝突を理解するためには、資本主義の構造的変容を前提に、従来の抵触調整の枠組みをそれぞれの構造に応じて再構成する必要がある。本報告は、この視座から事例を整理し、従来の枠組みの再構成に向けた方向性を提示する。

WTO 漁業補助金協定の実効性と紛争解決フォーラムの選択：

条約間の相互参照を通じた具体的基準の確立を目指して

東北大学国際法政策センター学術研究員 山下毅

2022 年 6 月の第 12 回 WTO 閣僚会議で採択された WTO 漁業補助金協定は、本年（2025 年）9 月 15 日に発効した。本協定は、WTO 本来の任務である自由貿易の促進ではなく、海洋生物資源の保存と持続可能な利用を目的とする点に特徴がある。

もっとも、漁業管理に関する国際法秩序はすでに国連海洋法条約（UNCLOS）のもと多国間条約によって確立している（国際漁業法）。また、CPTPP といった EPA などでも漁業補助金に関する規律が見られ、漁業資源の管理に関する国際法規範は重層的であるように見える。他方、WTO 紛争解決機関（DSB）は、WTO 協定の解釈・適用に関する紛争のみを扱う権限を持つ。加えて、WTO-DSB は自由貿易促進を目的として設計されており、漁業資源の管理という非貿易的課題に適切に対応できるのかが問題となる。こうした問題関心のもと、本報告は、WTO 漁業補助金協定が果たす意義について、特に WTO 紛争解決手続に注目して検討する。

第 1 に、漁業資源の管理に関する他の国際法の関係を整理する。まず、国際漁業法は補助金を扱っておらず、これに対して WTO 漁業補助金協定は補助金のみ扱っている点で、両者は棲み分けられることが指摘できる。次に、CPTPP など非 WTO 漁業補助金規律の相互参照により WTO 漁業補助金協定規則の明確化に貢献を果たす可能性を指摘する学説もある。これに対し本報告は、漁業補助金協定が厳しい交渉バランスのうえで違法な補助金を限定的リストとして列挙されたことから、制度間の相互作用はむしろ抑制的であることを指摘する。

第 2 に、WTO 紛争解決手続が漁業資源の保存に関する妥当な事実認定を行う能力を持ち得るが問題に取り組む。この点、WTO 内部機関で漁業補助金協定を運用する漁業補助金委員会が重要な役割を担う。同委員会では、漁獲活動や魚種資源の状態、また自国の漁業に関する制度や措置に関する情報が加盟国から提出され、また必要に応じて国連食糧農業機関（FAO）および RFMO を含む漁業管理に関連する国際機関との情報交換が行われる。こうした漁業補助金委員会における加盟国および国際機関の議論が、WTO 紛争解決機関の事実認定能力を補完することが期待される。

第 3 に、WTO 紛争解決機関では、有害な漁業補助金は実質的な損害を特定の国に直接もたらす訳ではないため、司法的性格の WTO 紛争解決手続で被害国が責任を追及する仕組みが十分に機能しないという批判がある。この問題は訴訟法のうち原告適格（standing）の問題として論じることができる。

こうした検討を踏まえ、本報告は、WTO 漁業補助金協定が紛争解決を通じて漁業資源管理法と交錯する意義と限界を明らかにする。

WTO 農業貿易規律と食糧に対する権利の相互補完可能性－輸出補助金を事例に

立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部助教 伊藤慎也

世界貿易機関（WTO）法と国際人権法の関係を扱う「貿易と人権」論争の一局面に、WTO 農業協定と社会権規約第 11 条における食糧に対する権利（飢餓から免れる権利）の交錯がある。先行研究（Ferguson, Gruni 等）は、主に国際法の断片化への危惧を背景として、WTO 農業協定と社会権規約の抵触の可能性を論じてきた。つまり、WTO 農業協定は WTO 加盟国に対して農業貿易の自由化を要求するが、そのことは当該国が個人に対して社会権規約上の食糧に対する権利を保障する際の妨げとなり得るか、という問いである。

本報告では、そうした先行研究とは対照的に、WTO における農業貿易規律（農業協定及

び後述のナイロビ決定）と社会権規約上の食糧に対する権利は食糧安全保障の実現へ向けてどのように相互補完し得るかについて、農業輸出補助金を事例として、検討を行う。これを通じて、WTO 農業貿易規律と社会権規約の関係について、抵触という消極的側面のみならず、相互補完という積極的側面の可能性にも焦点を当て、多面的に捉え直すことを目指す。

農業輸出補助金は、貿易と人権の両観点から問題と認識されている。当該補助金は、その給付国の生産者に農産物を生産価格以下で輸出することを可能として、自由貿易を歪める。その結果、当該農産物の輸入国における農産物生産者は、輸入品との競争で不利な立場に置かれる。当該生産者が収入源を失って日々の食糧を購入できなくなる場合には、食糧に対する権利の観点から懸念が生じる。国連の持続可能な開発目標（SDGs）でも、食糧安全保障の実現へ向けて、農業輸出補助金の撤廃が目標の一つとされた（ターゲット 2.b）。

WTO 農業協定は、WTO 加盟国に対して農業輸出補助金の削減義務を課すが、その撤廃を求めている（特に第 8 条～第 10 条）。だが、2015 年の第 10 回 WTO 閣僚会議で採択された、輸出競争に関する閣僚決定（ナイロビ決定）では、WTO 加盟国に対して農業輸出補助金の全廃が求められるに至った。

しかし、先行研究ではナイロビ決定の文言こそ注目を集めてきたが、その法的性質や実施状況は仔細に分析されてこなかった。加えて、本決定がどのように食糧に対する権利の実現に貢献し得るか、また社会権規約が何らかの形で本決定の実施を促進し得るかといった点も、十分に論じられてこなかった。

本報告では、こういった点の検討を通じて、WTO 農業貿易規律と食糧に対する権利の相互補完可能性を探っていきたい。

セッション（II）シンポジウム「グローバルサウスと国際経済法」

【企画趣旨】

1960 年代の脱植民地化以来、国際経済法学では、国家間の発展格差やそれがもたらす諸問題を南北問題として論じてきた。1970 年代、途上国は連帯して新国際経済秩序（NIEO）の樹立を訴えた。しかし、1980 年代にその試みは挫折し、その後、1995 年の世界貿易機関（WTO）の設立などによって、途上国がワシントンコンセンサスを基礎とするリベラルな国際経済秩序へと組み込まれた。ここまでの従来国際経済法の教科書における一般的な説明である。

しかし、国際経済法秩序に埋め込まれた国家間の発展格差や力の不均衡は、近年、新たな様相を呈し始めている。そのことを端的に示すのが、グローバルサウス（global south）という概念の出現である。先進国対途上国という従来の図式は、グローバルノース（global north）とグローバルサウスの対立へと置き換わり、国際関係を分析する重要な要素 1 つとなっている。

グローバルサウスは、学術的な分析概念としての意義を有するだけでなく、実際の国家実行にも大きな影響を与えている。実際、インドなどの新興経済諸国も含めて、自らをグローバルサウスと称し、2024 年には第 3 回「グローバルサウスの声」サミットを開催した。このような動向は、必然的にグローバルノースの諸国にも影響を与える。例えば、日本政府は同年から「グローバルサウス諸国との連携強化推進会議」を開始し、またこの 8 月もアフ

リカ開発会議（TICAD）を横浜で開催し、アフリカ諸国との連携の強化に努めている。グローバルサウス諸国が今後長期にわたり経済的なプレゼンスを高めるとの予測の下、それら諸国と共創のパートナーとなる重要性を唱えている。

果たして、グローバルサウスは従来の途上国や南北問題と何が異なるのだろうか。また、グローバルサウスは、現在の国際経済法秩序をどのように捉えているのだろうか。さらに、グローバルサウス（という概念）は今後、国際経済法学や国際経済法秩序にどのような影響を与えるのであろうか。本企画では、グローバルサウスと国際経済法の関係について多面的に検討を加え、現在の国際経済法秩序が抱える諸課題と今後の秩序のあり方を論じる。

貿易協定等における労働条項とグローバル・サウス

専修大学法学部教授 濱田太郎

労働条項は、中核的労働基準の遵守、関連事項の政府間協議等、労働に関連する多様な事項を規定する。国際労働機関（ILO）の貿易協定データベースによれば、全世界の 380 本のうち 130 本で労働条項が設けられ、うち途上国間では 24 本ある。アンチダンピング協定の強化等のルール分野でのスタンダード・セッティングとして評価すれば、労働条項は締約国数等の広がりには欠ける。途上国間での規定内容を見ると、実体規定では労働基準緩和による貿易投資奨励禁止、手続規定では政府間協議や協力義務が最も頻繁に見られる。先進国間・先進国途上国間で見られる国内法執行義務や国内法効果的執行義務は、途上国間では韓国をハブ・スポークとする 4 本のみである。例えばメルコスルは労働基準や社会保障を含めたより広範な社会統合を目指しており、途上国が一律に労働条項にイデオロギー的に反発しているとは言えないまでも、途上国が先進国の要求に応じる形で規律制定が促されているだろう。他方で、先進国間・先進国途上国間の労働条項で新たな注目すべき動向が見られる。韓国、日本、ベトナム等が基本的 ILO 条約を批准した。メキシコでは施設毎に結社の自由の侵害が是正され労働者が一定の救済を得られていると好意的に評価されている。先進国間等の労働条項の紛争解決制度は、違反に貿易制裁を伴う強制的手続と伴わない協力的手続の両方が見られるが、これまで協議を通じて紛争が解決されてきた。こうした一定の成果を上げる前提として、第 1 に、労働組合等が国際的に連携し紛争解決手続を通じ他方締約国における労働条件の具体的な改善を図る動きが見られる点。第 2 に、労使交渉を促進し労働条件等の国内的合意を促す仕組みとして機能している点がある。これまで途上国は国際投資や多国籍企業に対する規制強化を提唱し、自国に進出した多国籍企業が国内法令を遵守する国際法上の義務等を創設するよう要求し、先進国は途上国の要求を拒否してきた。先進国間等の労働条項は多国籍企業に国際法上の義務を課すものではないが、政府が多国籍企業による結社の自由等を監督しその保障を促進する制度として機能している。労働条項は、露骨な保護主義に陥ることを回避しつつ、①締約国間の義務の不均衡性を排除し、②市民社会の国際的な連携を促進し、③技術支援を活用すること等により、途上国における労働条件の具体的な改善という成果を挙げることができ、途上国による評価も徐々に改められていく可能性がある。

グローバルサウス諸国の国際投資法との関わり：抵抗と順応の狭間で

名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院特任教授 ウミリデノブ アリシエル

国際投資法は、外国人の待遇及び保護の問題として、先進国に対する途上国（グローバルサウス）による挑戦と妥協の歴史を示す領域でもある。両キャンプは、20 世紀において、待遇基準としての文明国標準主義と国内標準主義、天然資源の恒久主権及び新国際経済秩序(NIEO)、さらに資源国有化の合法性要件など、国際法の内容について鋭く対立してきた。結果的に、この対立は、二国間交渉により解消され、途上国は、国際投資を誘致するために、途上国は投資条約（BIT）において先進国の主張を大きく受け入れることとなった。

1987 年の AAPL v. Sri Lanka 事件及び 1993 年の AMT v. Congo 事件を経て、ISDS 条項が国際ビジネス社会に「発見」され、のちのアルゼンチン経済危機の影響もあり、投資仲裁事例が急増した。個人資格の仲裁人によって構成される仲裁定による仲裁判断は、ますます投資受入国の政策空間を制限するようになり、投資家に手厚い保護と救済を与えるその手続きの正統性に対して、投資受入国や市民社会から反動（backlash）が起き、国際投資法は多面的攻撃の対象となった。それでは、このような状況の下、グローバルサウスは、現在の投資に関する国際経済法秩序をどのように捉え、また、グローバルサウスは、今後、国際経済法（学）や国際経済法秩序にどのような影響を与えるのであろうか。

本報告では、まず、グローバルサウスの国際投資体制への関与が、複雑で一貫性に欠けていたことを指摘する。すなわち、これまで、ラテンアメリカ諸国による ICSID 条約からの脱退、インドネシアおよびベネズエラによる投資条約の破棄、インドにおける投資条約政策の見直しのように、多岐にわたる政策がとられてきた。しかし、それらの政策のほとんどは、一国レベルに限定され、アフリカ大陸自由貿易圏の投資議定書のような地域的取組みまたは多国間の試みはそれほど多くはなかったという点である。次に、投資仲裁制度の改革においても、グローバルサウス諸国の多くは、UNCITRAL 第三作業部会でその改革作業に積極的に取り組み、その結果、一部の論者が予言したような消滅状態に投資条約体制が陥らなかった経緯についてもとりあげる。

しかしながら、現状の制度に不満を持つグローバルサウス諸国は、自らの政策空間を再び取り戻し、私的財産権と国家主権との適切な均衡を図ろうとする試みを見せている。そこで、本報告では、投資法分野における各国の投資保護政策の具体例を紹介し、投資条約体制の変革においてグローバルサウス諸国がどのような役割を果たしているか、又は、果たするかという点について考察する。

国際的な知財規範形成の変容とグローバルサウス

専修大学法学部教授 田上麻衣子

知財に関する国際的な枠組みは 19 世紀から存在するが、国際的な知財規範は主として先進国の経済的利益を反映する形で形成されてきた。1995 年に発効した TRIPS 協定は知財の国際的な保護水準を引き上げ、加盟国に高水準の義務を課したが、多くのグローバルサウス諸国は、そのルール形成過程において受動的な立場に置かれていた。その結果、特に医薬品アクセスや遺伝資源・伝統的知識の保護などに関し、知財保護と公共の利益との間に南北間の緊張が生じることとなった。

近年、グローバルサウスは国際的な知財規範形成において、従来の受動的な立場から、自らの利益を主張する能動的な交渉主体へと変容している。この変化にはいくつかの要因がある。第一に、BRICS 諸国をはじめとする新興国の経済成長により国際的な影響力が高まり、交渉力が強化された。第二に、医薬品アクセス問題がこの変化の重要な転機となった。公衆衛生の観点から TRIPS 協定の柔軟な運用を認めたドーハ宣言は、グローバルサウスの結束によって実現し、その後の交渉における積極的な姿勢の基盤となった。さらに、南南協力の枠組みを通じた連携強化によって発言力を増大させ、遺伝資源や伝統的知識の保護といった従来は周辺化されてきた議題を主導し、その結果、2024 年には WIPO において遺伝資源及び伝統的知識の出所開示義務を定める新条約が採択された。

こうしたグローバルサウスの台頭は、国際的な知財規範に多様性をもたらし、権利者の保護と公共の利益の再均衡を促している。一方で、グローバルサウス諸国にとっての課題も少なくない。第一に、グローバルノースとグローバルサウスの対立は新領域へと拡大・継続している。第二に、グローバルサウス内部には開発段階や産業構造の差異等に由来する「南南格差」が存在し、各国・地域の立場の多様性が国際交渉における合意形成を複雑化させている。第三に、国際的なルール形成過程において先住民・地域社会や NGO などの非国家主体の参画が増加し、マルチステークホルダー間の意見集約と国家の利害との整合も課題となっている。さらに、交渉力の制約、国内制度の整備の遅れ、制度運用能力の不足、知識や技術の不均衡など、能力構築を要する構造的な課題もある。

今後、国際的な知財規範の形成におけるグローバルサウスの役割は一層重要性を増すと予測される。グローバルノースには、グローバルサウスとの建設的な対話を強化し、開発ニーズを反映したより衡平で持続可能な知財制度の構築に向けて協働することが求められる。

午後の部

共通論題「修正を迫られる国際経済法秩序のゆくえ」

【企画趣旨】

ブロック経済化によるグローバル貿易の急速な収縮が第二次世界大戦の契機の一つであったという反省の下で、戦後の国際経済システムとして、多国間で貿易自由化を推進する GATT が誕生した。その後、南北問題や日米貿易摩擦といったさまざまな課題に直面しつつも、1995 年の WTO 設立に到達できたのは、東西冷戦構造の下での自由主義陣営の結束の必要性とともに、自由な市場競争による富の増大（市場原理の信奉）という新自由主義思想とルールの支配に基づく経済的自由を保障する西欧型の立憲主義が強固な理論的基盤を提供したことにある。

しかし、WTO 発足直後の 1990 年代後半には、早くも自由貿易利益と環境や食の安全等、競合する他の公共政策的利益の間の緊張関係が顕在化し、そうした緊張関係を投影した GATT20 条の一般例外規定や SPS 協定の解釈・適用を巡る紛争案件が世界の耳目を集めた。加盟国の増加と多様化、特に新興経済国の台頭と米国の相対的地位低下は意思決定を困難にし、ドーハラウンドは漂流したまま今日を迎える。特に WTO 加盟による恩恵を享受しつつ市場経済への積極的介入を続ける中国の急速な成長と米国中心の制度枠組みへの挑戦に伴い、国際経済活動の場面において、異なる経済体制間の調整と公正・衡平な競争関係を実

現する法秩序の欠如、従来安全保障貿易管理レジームの内と外で自由貿易と棲み分けられていた安全保障政策が前景化する経済安全保障立法、国家に匹敵する力をもつグローバル・テック企業の市場支配力規制など、既存の国際経済法秩序の矛盾が一気に噴出した。さらに、2025年1月に誕生した米国トランプ政権は自由貿易の＜敗者＞を政治的支持基盤として、WTOルールを公然と無視する一方的行為を宣言・断行している。このように、現在、既存システムは大きく揺らいでいると言わざるを得ない。

新たな秩序の構築に向けて、国際経済法学にはどのような知的貢献が求められているのか。これが本セッションの究極的なテーマである。本セッションでは、国際政治経済学との対話を通して現在の国際経済秩序の動態を踏まえつつ、国際経済活動を規律する貿易・競争・投資の各法分野の知見を照らし合わせ、既存の国際経済法秩序に変容をもたらした諸要因を解明し、また、どのような修正が迫られているのかを展望する。

相互依存の罠と経済の武器化：国際政治経済学からの視点

東京大学公共政策大学院教授 鈴木一人

自由貿易体制が確立し、冷戦後に中国やロシアを含む旧共産圏の国々がその体制に参加したこと、さらにグローバルサウスの国々の経済成長を受けて、経済のグローバル化が進んだ。多国間、複数国間、二国間の自由貿易がそれをさらに助長した。それは経済の相互依存性を高め、サプライチェーンがグローバルに緊密に結びつくことを促した。

相互依存の深化は、比較優位に基づく国際分業を強化し、特定の国に特定の産業が集中するようになった。その結果、各国経済は他国経済と切り離すことのできない「相互依存の罠」にはまることになり、容易にデカップリングできる状況ではなくなった。と同時に、比較優位による国際分業が徹底されることにより、各国、特に先進国において製造業からサービス業などへの産業シフトが起これ、重厚長大と呼ばれた産業は衰退していくことになった。これらの産業に従事していた人たちは、既存の自由貿易秩序に反発し、それらを担ってきたグローバルエリートに対する怒りをぶつけるようになってきた。これがポピュリズムと呼ばれる運動につながる。

その結果、自由貿易を否定し、自国への製造業の回帰を訴える政治が支持されるようになり、「相互依存の罠」にかかった国々に対して、各国が持つ地経学的なパワーを行使するようになった。巨大な市場を抱える米中は、その「市場の不可欠性」を活用して、他国に対する関税政策や輸入制限措置などを実施し、それを地経学的なパワーとして行使している。また、こうした「相互依存の罠」にはまった国に対して、経済を「武器化」して攻撃することに対し、中国のレアアース輸出規制のように、「モノの不可欠性」をテコにして、報復措置を取るといったことも行われている。

こうした「武器化」は、自由貿易体制と、それを支える国際経済法秩序を、国家安全保障の名の下に無視し、超越しようとしている。その結果、他国からの攻撃に備えた「戦略的自律性」を高めること、そして「武器」となりうる能力を得るための「戦略的不可欠性」を獲得するための産業政策を実施することが、各国の地経学的パワーとして新たな国際政治経済秩序を作り出そうとしている。本報告では、国際政治経済学の視点から、こうした秩序変化を分析してみたい。

WTO 紛争解決制度の過去・現在・未来： 多数国間通商システムにおける法の支配のあり方

大阪大学大学院法学研究科教授 清水茉莉

WTO 紛争解決制度は 2019 年 12 月に上級委員会が機能不全に至り、現在この状態は長期化する可能性が高いというべきであるが、ルールに基づく多数国間通商システムを求める以上は、当該ルールによる「法の支配」を担保するため、健全に機能する紛争解決制度が必要である。そこで、本報告は、改めて機能不全に至った原因をある程度歴史的・分野横断的に分析し、長期的な解決策を探る。

現在の米国による批判（特に上級委員会による権限超越に対する批判）は直接的原因として特に重要であるところ、司法的制度・機能におけるルール解釈が一定の法創造機能を有することはある程度不可避ともいえ、許される法適用・解釈と許されない権限超越は（どのように）区別できるのか、どのような対応・制度設計によって紛争解決制度における法解釈が前者に留まっているという加盟国の共通認識を得られやすくなるのかを改めて検討する必要がある。このような検討は、究極的には、①WTO 紛争解決制度の目的は、当事国間の個別紛争解決に留まるのか、自由貿易を推進するシステムを実現することなのか、関連して、②WTO 協定・WTO システムは加盟国間で何を実現することを目的とするのか、という根源的な問いに至らざるをえないと思われる。

この点、翻れば、前身である GATT 時代から意図的に司法機能を強化した WTO 紛争解決制度は、創設期から現在に至るまで常に、紛争解決制度における WTO 協定の解釈・適用を通じた法の支配の要請と加盟国の主権・裁量尊重の要請との緊張関係におかれてきたといえ、上記の検討課題や問いかけ自体は必ずしも新しいものではない。

そこで、GATT 時代の紛争解決制度に関する議論や、環境や食の安全等の公共政策的利益との調整が問題となった初期・中期の著名な判断例及び近年の新しい問題（気候変動対策、知的財産関連、安全保障等）に対する注目すべき判断例におけるパネル・上級委員会の解釈・審査姿勢に対する議論を歴史的に俯瞰し、WTO 紛争解決制度（及び WTO 協定・システム）の目的に対する加盟国の認識の変化や今後の認識のありうる形を考察したい。そのうえで、現在 MPIA で実施されている改善策や DS 改革に関する加盟国間の議論内容の有効性や、さらに求められる対応について検討する。

デジタル企業・プラットフォームへの規制等が国際経済法秩序に与える影響

東京富士大学経営学部教授 隅田浩司

本報告は、Google、Apple、META（Facebook）、Amazon、Microsoft に代表される有力かつ支配的なデジタルプラットフォーム保有企業に対する世界的な規制動向を分析し、その規制の実効性の検証の前提となる視点、観点の提供を目的とする。分析は三つの観点から行う。

第一に、日本におけるデジタルプラットフォーム取引透明化法や 2025 年 12 月施行予定のスマホソフトウェア競争促進法など独占禁止法以外の規制枠組みや、独占禁止法の運用、米国反トラスト法による訴訟、欧州競争法およびデジタル市場法（DMA）の現状とその影響を検討し、規制の内容に加え各国・地域での議論状況を概観する。

第二に、デジタルプラットフォームで顕著となる反競争的行為について、代表的な判例に基づきその法的評価や論理構造を明らかにする。本報告では Google Shopping 事件や、Google の検索事業に対する欧州・米国での判例を分析し、デジタルプラットフォーム独自の取引構造と関連ビジネスへの法的評価枠組みの特性を考察する。

第三に、デジタルプラットフォーム規制の競争政策的意義について検討する。インターネット黎明期には、「サイバースペース固有の新たな法規制を創出すべきか」という議論があり、Frank H. Easterbrook は「Cyberspace and the Law of the Horse」(1996 U. Chi. Legal F. 207.) で、伝統的な法理の応用を主張し、新規立法には慎重な姿勢を示した。そして、競争法領域ではシカゴ学派の影響により「偽陽性」(実質的に違法性のない行為まで規制する誤り)への懸念が強まり、十分な根拠のない規制拡大を回避する傾向が続いた。そのため、デジタルプラットフォーム規制を巡る議論が活性化するのは 2010 年以降であった。

そしてその議論の中では、「エコシステム」という生態学由来の用語が頻繁に登場するようになった。デジタルプラットフォームでは、単なる需要者と供給者といった従来の取引関係、競争関係では捉えることが難しい、様々な事業者との間での相互依存、価値連鎖、環境影響が複合的に関連し、すべてが有機的に連動した生態系(エコシステム)が成立していることを前提とした競争法の規制を行うべきであるという問題意識に基づくものである。本報告では、このエコシステムという概念が、デジタルプラットフォームの競争環境や市場構造を把握するうえで、現代の競争法実務・政策・学術の中で重要な分析枠組みとして定着しつつある現状と、その理論的・実務的意義を検討する。

経済安全保障と対内直接投資規制：US スチール買収問題にみる法の支配

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 渡井理佳子

アメリカは、1988 年に安全保障の見地からの対内直接投資規制法を設け、企業買収を含む対内直接投資の中止を命じる権限を大統領に付与してきた。何度かの改正を経て、今日では外国投資リスク審査現代化法 (Foreign Investment and Risk Review Modernization Act, FIRRMA) による審査が行われている。

第 2 次トランプ政権は、発足直後から数多くの経済政策を展開してきた。そのひとつが、2025 年 2 月の「アメリカ第一主義による投資政策についての覚書」である。5 か条からなる覚書の第 1 条は、「経済安全保障とは安全保障である」と定め、投資規制を経済安全保障を担保する手段に位置付けた。覚書は、雇用と利益の確保には開放的な投資環境が重要であるとして、同盟国や友好国にファストトラック制度の導入を提言する一方、外国の敵対的な勢力からの投資による安全保障上のリスクを指摘している。覚書は自力執行力を有するものではないことから、FIRRMA がどのように展開していくのかが注目される。

2023 年 12 月に発表された日本製鉄による US スチールの買収計画は、2024 年 1 月にバイデン大統領から中止命令を受けた。しかし、日本はアメリカの同盟国であり、特別な懸念を要する国家には当たらない。鉄鋼業も、安全保障と密接な関わりを持つ産業ではあるが、過去にはロシア企業がアメリカの電炉メーカーを買収した例がある。そこで、中止命令の背景には、大統領選挙に伴う国内情勢をみることができる。この買収計画は、トランプ大統領による 2025 年 4 月の再審査の命令を経て、同年 6 月に承認されるという異例の経過をたどった。承認に際しては、US スチールがアメリカ政府に黄金株を発行したことが意味を持ったと考えられる。US スチールと日本製鉄は中止命令を争う訴訟を提起していたが、買収の成

立後にこれを取り下げた。

経済安全保障は、企業買収の成否を決定する要因となってきた。US スチールの事例からの教訓としては、企業買収にあたっての戦略的対処の必要を挙げることができる。しかし、本件は法律問題であり、あくまで FIRMA の適用のあり方が問われていたはずである。また黄金株は、政府による民間企業の規制の問題であり、やはり法律面からの分析の対象となる。

本報告は、US スチールの買収を例に、経済安全保障と対内直接投資規制について、さらには国際経済法の現状について、「法の支配」をキーワードに若干の検討を試みるものである。